

諮問庁：独立行政法人日本スポーツ振興センター

諮問日：令和5年10月10日（令和5年（独個）諮問第69号）

答申日：令和6年11月29日（令和6年度（独個）答申第66号）

事件名：本人の子の災害に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書39に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月5日付け令4日ス振総第226号により独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

特定個人（審査請求人の子）の死亡事故の真相を知る権利。

特定個人の個人情報に関して知る権利。

特定個人の冥福を祈る権利。

特定個人の死亡事故に関する責任者や再発防止策について知る権利

特定個人の死亡事故に関して特定市教育委員会や学校および日本スポーツ振興センターからの説明や対応を求める権利。

これらは、不法行為に基づく損害賠償請求権として認められるものである。

個人情報保護法28条1項、本人やその代理人は、公共機関や個人情報取扱事業者が保有する自分の個人情報について、開示や訂正などを請求することができるため。

調査記録等の開示を求める私の権利利益は重大であり、その侵害も深刻です。そのため、調査記録等の開示とセンターの業務遂行との間の均衡は、

私の権利利益を優先すべきです。以上の理由から、私は、センターが開示を拒否したことは、個人情報保護法28条1項に定める「正当な理由」に該当しないと判断し、同法32条1項に基づき、不開示部分の取り消しを求める審査請求を行います。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、2023年2月3日付け（令和5年2月6日接受）で、センターに対し、法77条1項及び2項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。その後センターは、法83条2項の規定に基づき、令和5年3月6日付け令4日ス振総第201号により開示決定等の期限を30日間延長した。
- (2) この開示請求に対してセンターは、法82条1項の規定に基づき、令和5年4月5日付け令4日ス振総第226号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、これを不服として、審査請求人がその不開示決定箇所の開示を求めて、2023年7月12日付け（令和5年7月18日接受）で本件審査請求を提起したものである。

なお、審査請求人は、令和4年度にも本件対象文書の一部について審査請求を提起しており、センターは、「令和4年（独個）諮問第5017号」にて諮問している。その結果、「令和4年度（独個）答申第5017号」では、センターが不開示とした決定については妥当であると判断されている。

2 本件対象文書について

本件開示請求は、特定の学校で発生した災害について、センターが行った災害共済給付に係る審査資料の開示を求められたものであり、センターは、学校の設置者から提出された申請書類及び給付の判定に必要な書類等一式を本件開示請求の対象文書として特定した。具体的には、別紙の1に掲げる各文書である。

(1) 災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）15条1項7号に規定される災害共済給付は、センター法16条に基づくセンターと学校の設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）につき、当該児童生徒等の保護者等に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給をいう。）を行い、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものである。その運営に要する経費については、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ負担することとなっている。

災害共済給付の請求は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「センター法施行令」という。）4条1項の規定により、原

則として学校の設置者が支払請求書をセンターへ提出して行うこととされている。センターは、災害共済給付の支給に当たり、センター法施行令3条に定める災害共済給付の給付基準及びセンター法施行令5条に定める学校の管理下における災害の範囲に当たるかどうかを判断している。

センターにおける災害共済給付は、学校の管理下において災害が発生したという事実に基づいて、児童生徒等の保護者に対し医療費等を給付するものであり、その災害発生の責任を問うものではなく、学校教育の円滑な実施と被災者の救済を目的とするものである。

3 不開示情報該当性について

本件開示請求に係る法人文書の不開示情報該当性は以下のとおりである。

(1) 法78条2号該当性

ア 別表中、文書12, 30, 32, 33, 34, 35

当該部分には、①特定期間Aまでの当該学校における特定感染症感染児童数、②特定期間Bの罹患者数の内訳、③当該児童を除く児童等の氏名、性別、学習指導実績及び災害情報が記されている。①及び②の情報は、一般的には、この情報のみにより特定の個人を識別することはできないものと思われる。しかしながら、特定感染症に感染した児童が在籍する学級の他の児童及びその保護者・関係者等は、周囲の状況から特定の児童が欠席したことを通常知り得るものと考えられ、この情報（人数）と照合することにより、当日誰が特定感染症により欠席したかどうか識別できるおそれがある。特に、児童の少ない学級程その可能性が高く、特定のクラスの特定感染症感染数を開示すれば、その情報からその日誰が特定感染症により欠席したかを特定することは容易である。よって、特定感染症感染数を開示することで特定の個人が識別できるおそれがあることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。また、今回特定感染症の感染経路が争点となっていることから、この情報を開示することで、感染経路の捜索が行われる蓋然性が極めて高く、学校が作成した資料を保有しているセンターの立場としては、特定の個人を識別できるおそれがある以上、センターからこの情報を開示することはできない。

また、③の情報は、当該児童以外の特定の個人に関する情報であることから、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

なお、上記①②の理由については、「令和4年度（独個）答申 第5017号」において、「諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められ

ない」として不開示としたことが妥当であると判断されている。

イ 別表中、文書 13, 17, 23, 31, 32, 33, 34, 35

当該部分には、学校関係者の氏名及び氏名印の印影が記されている。当該文書を作成した担当者が誰であるか、また実地調査の同行者が誰であるかは、審査請求人が知り得る情報ではなく、さらに当該情報が開示される慣行があるものとも認められないため、法78条2号ただし書きイには該当しない。また、氏名印の印影を開示することは、偽造や悪用等により、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

ウ 別表中、文書 13, 31, 32, 33, 34, 35

当該部分には、学校職員の年次休暇等の私生活に関する情報が記されている。年次休暇は、その事由を限定せず、学校職員の請求に基づいて与えられる有給休暇であり、一定期間に何日取得したのかという情報は、当該職員の健康や私生活の内容にかかわるものである。したがって公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるといえないため、法78条2号ただし書きハには該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

エ 別表中、文書 32, 33, 34, 35

当該部分には、センター職員の氏名が記されている。独立行政法人等の役員及び職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することとされているが、その氏名については、法78条2号ただし書きイの「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」であるか否かによって判断することになる。センター職員の氏名については、一般に入手可能な独立行政法人国立印刷局が発行する「職員録」において、慣行として課長補佐職以上を掲載することとしているが、当該部分は、職員録に掲載していない職員の情報であり、公にする慣行がないことから、不開示とすることが妥当である。

オ 別表中、文書 32, 34

当該部分は、医師の氏名印の印影が記されている。氏名印の印影を開示することは、偽造や悪用等により、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

カ 別表中、文書 33, 34

当該部分は、審査専門委員会委員の氏名及び所属が記されている。審査専門委員会の委員名は、非公開であり、公にする慣行はないため、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。また、所属については、開示することで、委員名が特定されるおそれがあることから、氏名と合わせて不開示とすることが妥当である。

(2) 法78条7号柱書き該当性

ア 別表中、文書32、35

当該部分には、センター内部システムのURLが記されている。この情報を開示することにより、当該システムに対する不正なアクセスを容易にする可能性があり、センターにおける事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別表中、文書32、34

当該部分には、個人情報を取り扱う際のパスワードが記されている。この情報を開示することにより、当該団体が保有する他の暗号化した電子ファイルのパスワードを類推され、当該団体における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) その他

審査請求人は、審査請求書の中で、「(略)不法行為に基づく損害賠償請求」や「(略)センターが開示を拒否した」といったあたかもセンターが全ての情報を不開示としたような趣旨の主張をしているが、センターが開示とした情報は、あくまで特定の個人が識別できる第三者情報が大半であり、災害共済給付の審査過程において開示すべき箇所については、全て開示していることを申し添える。

4 結論

前項までに述べたとおり、原処分で不開示とした部分については、法78条2号及び法78条7号柱書きの規定に基づき不開示とすることが妥当であり、原処分の維持を求め諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年11月28日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和6年9月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年11月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

- (1) 本件対象保有個人情報は、文書1ないし文書39に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法78条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、諮問に際しては原処分を妥当としていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、別紙の2に掲げる部分については開示し、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当であると説明する。

また、審査請求人が提出した審査請求書には、上記第2のとおり「不開示部分の取り消しを求める」と記載されており、本件対象保有個人情報において不開示とされた部分の全部開示を求めるものであって、本件対象保有個人情報の特定に関する審査請求はされていないと認められるので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

- (2) なお、処分庁及び諮問庁は、原処分時及び理由説明書（上記第3）において、令和4年4月に施行された法の規定が適用されるものとして扱っているが、原処分時点では令和5年4月に施行された法の規定が適用されるべきものであるところ、諮問庁は、原処分における法の適用条項を法78条1項2号及び7号柱書きとすべきであった旨説明する。

令和4年4月施行の法と令和5年4月施行の法の規定を対比すると、その内容は同様のものというべきであり、項が追加されたのみとみることができ。このため、この点の誤りは原処分を取り消すに至らないものとし、令和5年4月施行の法の規定に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 別紙の3に掲げる部分について

法が開示請求対象として予定するのは、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。

別紙の3に掲げる不開示部分には、開示請求者（審査請求人）の子（以下「審査請求人の子」という。）以外の審査対象となった個人に関する情報が記載されていると認められる。当該不開示部分には、審査請求人の子の氏名その他審査請求人の子を識別することができる記述等は認められず、また、他の情報と照合することによって審査請求人の子を識別することができる記述も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから不開示とすべきである

と認められるので、これを理由に不開示とすることが妥当である。

- (2) 審査請求人の子以外の児童等の氏名、性別、学習指導実績及び災害情報（別表の文書番号32、33及び34）について（別紙の3に掲げる部分を除く部分）

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

標記不開示部分に記載された情報は、審査請求人の子以外の特定の個人に関する情報であるところ、法78条1項2号本文に該当し、かつ、当該情報はいずれも法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないため、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分は、審査請求人の子以外の個人の氏名、性別又は審査請求人の子以外の個人の氏名と当該個人に係る情報が一体のものとして記載されたものであることから、いずれも、法78条1項2号本文前段に規定する、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

諮問庁は、当該情報はいずれも法78条1項2号ただし書イの法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえない旨説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足る事情は認め難く、当該情報が同号ただし書イに該当するとは認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法79条2項による部分開示の検討を行うと、いずれも、特定の個人を識別できる記述等の部分であることから同項による部分開示はできない。

したがって、当該各不開示部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 特定学校における特定期間Aの特定感染症感染児童数（欠席状況）及び特定期間Bの特定感染症罹患者数の内訳（別表の文書番号12、30、32、33、34及び35）について

ア 諮問庁は、理由説明書においておおむね以下のとおり説明する。

一般的には、標記不開示部分に記載された情報のみでは特定の個人を識別できないものと思われる。しかし、特定感染症に感染した児童が在籍する学級の他の児童及びその保護者・関係者等は、周囲の状況から特定の児童が欠席したことを通常知り得るものと考えられ、この情報（人数）と照合することにより、当日誰が特定感染症によ

り欠席したかを識別できるおそれがある。特に、児童の少ない学級はその可能性が高く、特定のクラスの特定感染症感染者数を開示すれば、その情報からその日の特定感染症による欠席者を特定するのは容易である。よって、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分は、審査請求人の子以外の者の特定感染症感染等に係る情報であると認められ、該当する学級の人数、不開示情報の内容に鑑みれば、当該不開示部分の開示により生じるおそれに係る上記アの諮問庁の説明は否定し難く、当該不開示部分は、法78条1項2号本文後段に該当すると認められる。

諮問庁は、当該不開示部分の情報は法78条1項2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないと説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 学校関係者の氏名及び氏名印の印影（別表の文書番号13, 17, 23, 31, 32, 33, 34及び35）、センター職員の氏名（別表の文書番号32, 33, 34及び35）及び医師の氏名印の印影（別表の文書番号32及び34）について

ア 諮問庁は、理由説明書においておおむね以下のとおり説明する。

(ア) 標記不開示部分には、特定学校関係者及びセンター職員の氏名並びに特定学校関係者及び医師の氏名印の印影が記されている。

(イ) 特定学校関係者に係る部分については、当該文書を作成した担当者の氏名は、審査請求人が知り得る情報ではなく、当該不開示部分の情報が開示される慣行があるものとも認められないため、法78条1項2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

(ウ) センター職員に係る部分については、センター職員の氏名については、一般に入手可能な独立行政法人国立印刷局が発行する「職員録」において、慣行として課長補佐職以上を掲載することとしているが、当該不開示部分は、職員録に掲載していない職員の情報であり、公にする慣行がなく、法78条1項2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

(エ) また、氏名印の印影については、開示することで偽造や悪用等により、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該

当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分は、審査請求人の子以外の個人の氏名又は当該個人の氏名を示す印影であると認められることから、いずれも、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

諮問庁は、当該不開示部分の情報はいずれも法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえない旨説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足る事情は認め難く、当該不開示部分の情報が法78条1項2号ただし書イに該当するとは認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法79条2項による部分開示の検討を行うと、いずれも、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから同項による部分開示はできない。

したがって、当該各不開示部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 特定学校職員の年次休暇等の私生活に関する情報（別表の文書番号13, 31, 32, 33, 34及び35）について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記不開示部分は、特定学校職員の出勤簿に記録された情報のうち、年次休暇等に関する情報が記録された部分であることが認められる。

当該出勤簿は、特定学校職員の氏名の記載とあいまって、その全体が、法78条1項2号本文前段に規定する、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

職員の私生活に関する情報である年次休暇の取得状況等の情報は、職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法78条1項2号ただし書ハには該当しないと認められる。また、同号ただし書イ及びロに該当するとすべき事情も認められない。

法79条2項による部分開示の検討を行うと、特定職員の氏名は原処分において開示されていることから、同項による部分開示の余地はない。

したがって、当該各不開示部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 審査専門委員会委員の氏名及び所属（別表の文書番号33及び34）について

ア 諮問庁は、理由説明書においておおむね以下のとおり説明する。

標記不開示部分には、審査専門委員会委員の氏名及び所属が記されている。当該委員名は、法令の規定又は慣行により非公開であり、

法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。また、所属については、開示することで、委員名が特定されるおそれがあることから、氏名と合わせて不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分は、審査請求人の子以外の個人の氏名及び所属という当該個人に係る情報が一体のものとして記載されたものであることから、いずれも、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

諮問庁は、当該不開示部分の情報はいずれも法78条1項2号ただし書の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえない旨説明するところ、この諮問庁の説明を覆すに足る事情は認め難く、当該不開示部分の情報が同号ただし書イに該当するとは認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法79条2項による部分開示の検討を行うと、いずれも、特定の個人を識別できる記述等の部分であることから同項による部分開示はできない。

したがって、当該各不開示部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) センター内部システムのURL及び個人情報を取り扱う際のパスワード(別表の文書番号32、34及び35)について

ア 諮問庁は、理由説明書においておおむね以下のとおり説明する。

(ア) センター内部システムのURLについては、この情報を開示することにより、当該システムに対する不正なアクセスを容易にする可能性があり、センターにおける事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 個人情報を取り扱う際のパスワードについては、この情報を開示することにより、特定学校が保有する他の暗号化した電子ファイルのパスワードを類推され、特定学校における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、

不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条1項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 死亡見舞金支払請求書
- 文書2 災害報告書
- 文書3 死亡報告書
- 文書4 死亡診断書
- 文書5 死亡見舞金支払通知書
- 文書6 災害共済給付金の支払請求に係る照会について
- 文書7 死亡見舞金支払請求書
- 文書8 災害報告書
- 文書9 死亡報告書
- 文書10 死亡診断書
- 文書11 教育委員会から日本スポーツ振興センターへの文書
- 文書12 特定学校特定感染症感染状況
- 文書13 出勤簿・出欠簿
- 文書14 死亡見舞金支払請求に係る取下げ依頼書
- 文書15 災害共済給付金の支払請求に係る照会について
- 文書16 死亡見舞金支払通知書
- 文書17 災害共済給付請求関係書類送付状
- 文書18 医療費支払請求書
- 文書19 災害報告書
- 文書20 死亡見舞金支払請求書
- 文書21 死亡報告書
- 文書22 教育委員会から日本スポーツ振興センターへの文書
- 文書23 災害共済給付請求関係書類送付状
- 文書24 特定日付け申請書類に係る取下げ依頼書
- 文書25 死亡見舞金支払請求書
- 文書26 災害報告書
- 文書27 死亡報告書
- 文書28 死亡診断書
- 文書29 教育委員会から日本スポーツ振興センターへの文書
- 文書30 特定学校特定感染症感染状況
- 文書31 出勤簿・出欠簿
- 文書32 災害共済給付請求に係る実地調査について
- 文書33 独立行政法人日本スポーツ振興センター特定支所特定回審査専門
委員会資料一式
- 文書34 死亡見舞金の給付の可否について
- 文書35 死亡見舞金の不支給決定について

- 文書 3 6 死亡見舞金支払通知書（不支給）
- 文書 3 7 災害共済給付金の支払請求に係る照会について
- 文書 3 8 死亡見舞金支払通知書（不備）
- 文書 3 9 医療費支払通知書

2 諮問庁が新たに開示するとする部分

次に掲げる各頁の不開示部分のうち、特定市教育委員会の関係者で不開示とされた者の氏名

- (1) 文書 3 2 の 6 3 頁， 9 3 頁及び 1 0 8 頁
- (2) 文書 3 4 の 1 3 3 頁
- (3) 文書 3 5 の 1 8 5 頁

※ 頁数は、開示実施文書（写）の通し頁数を指す。

3 審査請求人の子を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる部分

(1) 文書 3 3

ア 9 7 頁， 1 1 2 頁， 1 1 4 頁及び 1 1 5 頁の不開示部分の全部

イ 1 1 3 頁の不開示部分のうち、審査専門委員会委員及びセンター職員の氏名を除く部分

(2) 文書 3 4

ア 1 3 0 頁及び 1 3 1 頁の不開示部分の全部

イ 1 2 9 頁の不開示部分のうち、審査専門委員会委員及びセンター職員の氏名を除く部分

※ 頁数は、開示実施文書（写）の通し頁数を指す。

別表 本件対象保有個人情報の不開示部分等

文書 番号	文書名	不開示とした部分	不開示理由
1	死亡見舞金支払請求書	なし	なし
2	災害報告書	なし	なし
3	死亡報告書	なし	なし
4	死亡診断書	なし	なし
5	死亡見舞金支払通知書	なし	なし
6	災害共済給付金の支払請求に係る照会について	なし	なし
7	死亡見舞金支払請求書	なし	なし
8	災害報告書	なし	なし
9	死亡報告書	なし	なし
10	死亡診断書	なし	なし
11	教育委員会から日本スポーツ振興センターへの文書	なし	なし
12	特定学校特定感染症感染状況	①当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況及び欠席状況	78条2号
13	出勤簿・出欠簿	①学校関係者の氏名印の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報	78条2号
14	死亡見舞金支払請求に係る取下げ依頼書	なし	なし
15	災害共済給付金の支払請求に係る照会について	なし	なし
16	死亡見舞金支払通知書	なし	なし
17	災害共済給付請求関係書類送付状	①学校関係者の氏名	78条2号
18	医療費支払請求書	なし	なし
19	災害報告書	なし	なし
20	死亡見舞金支払請求書	なし	なし
21	死亡報告書	なし	なし
22	教育委員会から日本スポーツ振	なし	なし

	興センターへの文書		
23	災害共済給付請求関係書類送付状	①学校関係者の氏名	78条2号
24	特定日付け申請書類に係る取下げ依頼書	なし	なし
25	死亡見舞金支払請求書	なし	なし
26	災害報告書	なし	なし
27	死亡報告書	なし	なし
28	死亡診断書	なし	なし
29	教育委員会から日本スポーツ振興センターへの文書	なし	なし
30	特定学校特定感染症感染状況	①当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況及び欠席状況	78条2号
31	出勤簿・出欠簿	①学校関係者の氏名印の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報	78条2号
32	災害共済給付請求に係る実地調査について	①センター職員の氏名 ②学校関係者の氏名、氏名印の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報 ③当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況、欠席状況、氏名、性別及び学習指導実績 ④医師の氏名印の印	78条2号
		⑤当センター内部システムのURL ⑥個人情報を取り扱う際のパスワード	78条7号 柱書き
33	独立行政法人日本スポーツ振興センター特定支所特定回審査専門委員会資料一式	①審査専門委員会委員の氏名及び所属 ②センター職員の氏名 ③当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況、欠席状況及び災害情報 ④学校関係者の氏名、氏名印	78条2号

		の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報	
34	死亡見舞金の給付の可否について	①学校関係者の氏名，氏名印の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報 ②当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況，欠席状況，氏名，性別，学習指導実績及び災害情報 ③審査専門委員会委員の氏名 ④センター職員の氏名 ⑤医師の氏名印の印影	78条2号
		⑥個人情報を取り扱う際のパスワード	78条7号 柱書き
35	死亡見舞金の不支給決定について	①センター職員の氏名 ②学校関係者の氏名，氏名印の印影及び年次休暇等の私生活に関する情報 ③当該児童を除く児童等の特定感染症感染状況及び欠席状況	78条2号
		④当センター内部システムのURL	78条7号 柱書き
36	死亡見舞金支払通知書（不支給）	なし	なし
37	災害共済給付金の支払請求に係る照会について	なし	なし
38	死亡見舞金支払通知書（不備）	なし	なし
39	医療費支払通知書	なし	なし